

# OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

劉 功 平

1. 初めに
2. OECD 移転価格ガイドラインの発展経緯
3. 移転価格算定方法の選択
  - 3.1 独立企業原則
  - 3.2 最適法
  - 3.3 比較可能性
4. 独立企業間価格の算定方法
  - 4.1 事後調整方法
  - 4.2 事前調整方法
5. 終わりに

## 1. 初めに

移転価格は、親会社と国外にある子会社や関係会社といったいわゆる国外関連者との間で、または各国外関連者の間で、取引する際に付される、取引対象である資産・サービスの価格を指す。取引対象は原料、半製品、完成品から無形資産・サービスまで広範囲にわたる。

多くの多国籍企業にとって、移転価格の設定は最も複雑な問題の1つである。多国籍企業が移転価格を利用する目的は様々であるが、主に、子会社の業績を把握すること、企業グループ全体の税引後利益を最大化すること、企業グループ全体の法人税や関税の負担を最小化すること、企業グループ全体の売上高を最大化することなどである<sup>1)</sup>。

一方、各国(地域)の税務当局は、多国籍企業が移転価格を利用する目的にかかわらず、それを利用して企業グループ内の利益を調整した結果が現地税務当局に納付すべき税額を減少させる原因になっていないかを吟味するために、多国籍企

---

1) Susan C.B., "An Analysis (Meta- and Otherwise) of Multinational Transfer Pricing Research," *The International Journal of Accounting*, Vol. 31, No. 1, March 1996, p. 48.

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

業の移転価格の設定方法を注意深くモニターしている。

経済活動のグローバル化に伴って、国境をこえる取引が急激に増加し、多国籍企業による内部取引が国際貿易に占める割合が急速に上昇するとともに、多国籍企業が移転価格を操作して低課税国にある国外関連者に利益を移転することによって生じる移転価格税制問題がますます際だつこととなった。このような背景の下、多くの国(地域)の税務当局は、移転価格税制の適用問題を従来以上に重視するようになってきている。

先進国では、移転価格税制問題が比較的早くから研究されてきた。とりわけ、経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development。以下、OECD とする。)は税務当局の間および税務当局と多国籍企業との調停役として、移転価格税制問題について有益な作業を多く行ってきた。特に、「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン(Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)」(以下、OECD 移転価格ガイドラインとする。)は、OECD 加盟国だけでなく、多くの非加盟発展途上国が移転価格税制を制定する際に参照されている。

本稿では、まず、OECD 移転価格ガイドラインの発展経緯を回顧し、次に、OECD 移転価格ガイドライン(2010年版)に基づいて、移転価格を確定する方法の基本原則である独立企業原則(Arm's Length Principle)、最適法および比較可能性をそれぞれ概観し、それらの関係を述べる。さらに、OECD 移転価格ガイドラインが提唱する独立企業間価格の具体的な算定方法及び各方法の特徴を明らかにする。最後に、OECD による移転価格税制問題の研究の現状及び今後の動向を述べる。

## 2. OECD 移転価格ガイドラインの発展経緯

OECD は、1963年に「所得と資本に関する二重課税協定草案(OECD Draft Double Taxation Convention on Income and Capital)」を公表した。その第9条は、移転価格税制に従って所得が調整されることに起因する企業の経済的二重課税を回避することを、その目的として明示した<sup>2)</sup>。さらに、その後1977年に「所得と資本に関するOECDモデル二重課税協定(OECD Model Double Taxation Convention on Income and Capital)」を公表した。その第9条の第2項では、移転価格税制の適用により、所得調整されることに起因する経済的二重

---

2) [http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax\\_treaties/oecd\\_1963.pdf](http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax_treaties/oecd_1963.pdf) 2012年6月5日閲覧。

課税を除去するために、対応的調整という規定が加えられた。

「Where a Contracting State includes in the profits of an enterprise of that State—and taxes accordingly—profits on which an enterprise of the other Contracting State has been charged to tax in that other State and the profits so included are profits which would have accrued to the enterprise of the first-mentioned State if the conditions made between the two enterprises had been those which would have been made between independent enterprises, then that other State shall make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, due regard shall be had to the other provisions of this Convention and the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.」<sup>3)</sup>

「所得と資本に関する OECD モデル二重課税協定」は、先進国と発展途上国の両方の利益を配慮に入れた協定であるので、先進国と発展途上国が互いに相手国の要望をより深く理解する役割を果たしたといわれている。この協定を遵守することにより、一層公平に各国の税収管轄権が明確にされ、同時に、発展途上国が先進国の意図を理解することにも役立ち、発展途上国の課税ベースを確保することと、外資を引き付けることをバランスよく調整できるようになった。

移転価格税制問題に対する共通の解決方法を求めるべく、1979年に『移転価格と多国籍企業 (*Transfer Pricing and Multinational Corporations*)』という報告書が公表された<sup>4)</sup>。これは、各国が抱えている移転価格税制問題を解決するために一般的に適用できる指導方針と位置付けられた。この報告書では有形資産、役員提供、融資および無形資産などについて独立企業間価格の算定方法が明確にされた。『移転価格と多国籍企業』では、独立企業原則を重んじ、移転価格の独立企業間価格を算定するにあたって、独立価格比準法、再販売価格基準法および原価基準法という3つの基本的な算定方法が制定されている。さらに、これらの基本三法を適用できない場合には、その他の方法を採用できることが述べられていた。

続いて、1984年には、1979年に公表された『移転価格と多国籍企業』の補充として、『移転価格と多国籍企業—3つの課税問題 (*Transfer Pricing and Multinational Enterprises – Three Taxation Issues*)』が公表された。3つの課税

---

3) [http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax\\_treaties/OECD\\_Model\\_Treaty\\_1977.pdf](http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax_treaties/OECD_Model_Treaty_1977.pdf) Article 9.2を引用。2012年6月5日閲覧。

4) Sylvain R.F. Plasschaert, *Transfer Pricing and Multinational Corporations: An Overview of Concepts, Mechanisms and Regulations*, Farnborough Eng: Saxon House, 1979.

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

問題とは以下のとおりである<sup>5)</sup>。

- ① 移転価格対応的調整と相互協議手続 (Transfer Pricing Corresponding Adjustments and the Mutual Agreement Procedure)
- ② 多国籍銀行企業の税制 (The Taxation of Multinational Banking Enterprises)
- ③ 集権的管理と役務費用の配分 (The Allocation of Central Management and Service Cost)

また、1995年12月、OECDは移転価格税制問題に対する長年の研究成果を総括して、第一版のOECD移転価格ガイドラインを公表した。

OECD移転価格ガイドラインでは、移転価格税制の研究において重視してきた独立企業原則を引き続き強調し、それに基づいて移転価格の独立企業間価格の算定方法の設定まで広範に扱っている。その成果は加盟国だけではなく非加盟国のためにも重要な意義がある。OECDはまた、各国のためになる移転価格調整方法についても創造的な提案をした。企業グループ内部における取引価格と独立企業間価格を具体的に比較する方法および移転価格調整方法を取り上げた。

OECD移転価格ガイドラインそのものは強制力を持たないものの、各国が租税条約の相互協定を締結する際や、移転価格税制の規制を設定する際など、とりわけ移転価格税制問題に関する知識や経験の少ない発展途上国にとって、もっとも重要な参考資料となっている。

1995年以降、OECDは移転価格ガイドラインに対して補充および改正を行い、移転価格税制に関する研究において影響を与えている。OECDは移転価格税制の完備への新しい探求を続け、日々複雑化している多国籍企業の内部取引の内容をよりよく反映できる科学的かつ効果的な制約の構造を探ることに励んでいる。

OECDは、移転価格税制の研究の出発点である企業の経済的二重課税リスクを排除し、源泉国の課税権を保護するため、図表1に示すように、数回にわたりOECD移転価格ガイドラインの補修を行った。

---

5) Organisation for Economic Co-operation and Development, Report of The OECD Committee on Fiscal Affairs 1984, *Transfer Pricing and Multinational Enterprises: Three Taxation Issues*, 1984.

図表 1 OECD 移転価格ガイドラインの制定とその後の主な補修

年・月	内 容	コメント
1995年 12月	第一版の OECD 移転価格ガイドラインを制定	独立企業原則を重視
1996年 4月	無形資産および役員に関する報告書	第 6 章第 7 章として追加
1997年 7月	費用分担取極に関する報告書	第 8 章として追加
1997年 10月	モニタリング手続および実業界の関与のための指針	付録として追加
1999年 10月	相互協議手続の下で事前確認取極を実施するためのガイドライン	付録として追加
2010年 7月	順序の改正および最適法の適用	第 1～3 章の改定
	関連者間の国境を超える事業再編に係る移転価格税制問題について	第 9 章として追加

出典：OECD 移転価格ガイドライン（2010年版）に基づいて筆者が作成。

OECD は移転価格税制問題に関する研究で常に最前線に立ってきた。OECD によって策定された OECD 移転価格ガイドラインは、先進国だけでなく発展途上国でも移転価格税制に関係する規制を制定する際にもっとも尊重すべき指針としての役割を果たしていると考えられている。

OECD 移転価格ガイドラインが制定されて以来の大改正が、2010年7月になされた。この改正では、独立企業原則と比較可能性をさらに強調し、それぞれ第 1 章と第 3 章として独立させた。また、基本三法<sup>6)</sup>の優位性を外して、基本三法以外のその他の方法として第 3 章に包括されていた営業利益に基づく調整方法を第 2 章に移し、最適法原則の適用を主張するようになった。なお、図表 1 で示すように、第 9 章の事業再編にかかわる移転価格税制における報告書も追加されているが、特殊な課題であるので、本稿ではその課題には触れない。

### 3. 移転価格算定方法の選択

OECD 移転価格ガイドラインによれば、移転価格の算定方法を選出する際には、独立企業原則を遵守しなければならない。その上に、最適法と比較可能性を適用し、独立企業原則を補充することになる。

多国籍企業は移転価格を設定する際に、独立企業原則に従うことを要求されている。換言すれば、独立企業原則は多国籍企業の移転価格設定においてもっとも重要な位置を占めている。

6) 基本三法は、(1)独立価格基準法、(2)再販売価格基準法、(3)原価基準法を指している。

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

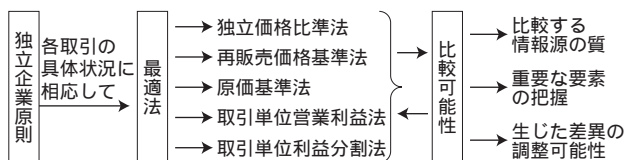
次に、最適法に従うこととなる。実務界では多国籍企業が行う内部取引の内容が複雑であるから、取引の具体的内容の差異の状況に応じて、独立企業原則をもっとも適切に反映できる独立企業間価格算定方法を選出するためである。

最後に、関連者間取引と非関連者間取引との比較可能性の程度を評価する。独立企業原則と最適法にしたがって多国籍企業が選択した移転価格算定方法の妥当性を検証する必要がある。両者間の比較性の検証には、まず、比較対象取引に関する情報を入手可能性およびその情報の完全性と正確性について評価する。次に、選定された方法で計算した結果に影響を与える重要な要素を把握する。

OECD が提唱している移転価格の各算定方法にはそれぞれ長所と短所がある。したがって、異なる算定方法に移転価格の算定結果に影響する重要な要素も異なる。そのため、重要な要素による重要な差異が生じているのか、その重要な差異を除去できるのかに関する分析は、関連者間取引と比較対象取引との間の比較可能性の程度を検証するにあたって非常に重要な作業である。そのほかに、特に、機能分析といった手法を用いて、両者間の比較可能性の程度を評価する。両者間の比較可能性が高いほど独立企業間価格算定方法に従って計算した結果の信頼性が高くなる。

それらの関係を図で表現すれば、下記の図表2のようなになる。

図表2 独立企業原則・最適法・比較可能性の関係図



出典：OECD 移転価格ガイドライン（2010年版）に基づいて筆者が作成。

このように、OECD 移転価格ガイドラインでは、独立企業原則が全般的な指導原則として位置付けられ、独立企業原則を補充するために最適法と比較可能性が適用されるのである。

### 3.1 独立企業原則

OECD 移転価格ガイドライン 2010年版では、これまででもっとも大きな改正が行われたと言われている。内容に実質的な変更はなかったが、独立企業原則を

第1章として独立させるとともに、記述量がかなり増加した。さらに、独立企業原則を適用する際に比較可能性を決定する5つの要素の内容も1995年版とほぼ同様である。これらの点から、独立企業原則が、1995年版と同じく、引き続きもっとも重要な地位にあると考えられる。

### 3.1.1 独立企業原則の概念

独立企業原則の解釈について、OECDモデル租税条約第9条第1項では次のように規定されている。

「次の(a)又は(b)に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されている時は、その条件がないとしたらならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- (a) 一方の契約国の企業が他方の契約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の契約国の企業及び他方の契約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合<sup>7)</sup>

### 3.1.2 独立企業原則の根拠

独立企業原則は、関連者間で内部取引を行う際に設定した価格が同じあるいは類似である取引条件の下で、独立企業間で行うならば成立したであろう価格と合致することを要求している。独立企業間の取引価格の形成は自由資本市場原理の働く結果であることから、独立企業原則は自由資本市場原理を重視する移転価格算定原理であることがわかる。もし、関連者間の取引価格が独立企業間価格と相違していると認定されると、独立企業原則に沿って調整が必要とされる。つまり、独立企業原則の理論根拠は自由資本市場の働きの原理であり、多国籍企業のグループ内における内部取引を、外部市場で取引したとみなすアプローチである。

独立企業間価格は市場競争の中で形成した価格であり、関連者間取引における人為的な原因の影響を取り除いた、資本市場のすべての企業事業体に対して公平な競争の結果である。したがって、この基準に沿った移転価格再調整は各納税法

---

7) 川田剛・徳永匡子著『OECDモデル租税条約コメンタリー逐条解説(2008年改正版)』税務研究会出版局、2009年、p.547。

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

人により公平な納税義務を付することができる。独立企業原則は関連者であろうと非関連者であろうと、納税義務において、所得の計算を同じレベルに再調整することによって、多国籍企業であるから税金を回避して競争に優位性があることや、一方の政府が徴収すべき税金より多く徴収することができるためもう一方の政府が徴収すべき税金より少なくなることなどを防止することができる。これは国際税法の基本原則である「各国の課税管轄権を尊重し、国際税収を適正に分配する」というコンセプトにも合致している。

### 3.1.3 独立企業原則の長所

独立企業原則の根拠は資本市場原理であるため、それを基準にして、市場競争により形成された市場価格を用いて関連者間取引価格の合理性を評価することは、その価格の設定が市場競争原理に依拠することを要求することとなり、関連者であるので人為的な操作ができるという人為的な影響を排除でき、倫理的に納得しやすく、公平かつ合理的である。

独立企業原則を適用することにより、関連者間取引の移転価格を操作して所得を他国へ移転した場合に、独立企業間取引で得た所得の場合と同等に課税することができるため、多国籍企業が移転価格を利用して税負担を減少する目的を達成することができなくなる。したがって、独立企業原則は、グローバル経済活動の主体である多国籍企業が租税回避のために、移転価格を操作するという不健全な経営方式を抑えることもできる。

ただし、実務界では内部取引の種類、環境、条件などが多種多様であるため、税務当局が関連者間の取引価格の設定が独立企業原則にしたがっているのを判断する方法および移転価格を独立企業間価格に調整する方法にはいくつかの方法がある。各方法は異なる内部取引に応じて適応性と正確性が異なるため、具体的な判定または調整方法を選ぶに際しては、正確に独立企業原則が反映できる方法を求めて、十分および大量な具体的証拠に基づいて信頼性の高い方法を選ばなければならない<sup>8)</sup>。

### 3.1.4 独立企業原則の短所

独立企業原則の短所は、実務界では関連者間取引の内容が複雑であり、形式も

---

8) MacIsaac, Shaun T. & Wall, Matthew., "A Lesson from Alberta Printed Circuits: Intangibles Key to Proper TNMM Analysis," *Tax Management Transfer Pricing Report*, Vol. 20, No. 21, March 2012, p.1057.



さまざまであるので、それと同じ条件あるいは類似する条件の下で独立企業間における取引の情報を入手することが簡単ではないということである。多国籍企業が内部取引を行うのは租税回避という目的にとどまらず、グローバル市場における重要な経営戦略として利用することも多いので、内部取引の内容は一層複雑になるのである。

また、情報を入手したとしても、多くの人的、物的な財を使って調整作業を行わなければならない。これは通常は長期にわたる煩雑な作業となる。たとえば、独自の無形資産の市場価格に関しては、多くの場合、正確に市場価格を見積もることができない。なぜならば、そのような独自の無形資産を所有している企業は市場における競争力を維持するために、関連関係のない第三者に移転あるいは譲渡しないからである。しかしながら、企業集団全体のグローバルな市場シェアを獲得するという経営戦略のためであれば、企業グループ内部で移転または譲渡することがあり得る。そのような独自の無形資産は外部市場では流通していないため、そもそも市場価格が存在しないのである。

### 3.1.5 移転価格算定における他の基本原則の模索 —— 定式配分<sup>9)</sup>

独立企業原則の欠点を補う原則を模索するため、独立企業原則の代替原則として定式配分方法が提案されたが、2010年の改定版でも1995年版と同じく拒否された。しかし、独立企業原則以外に他の原則を検討すること自体は大変意義のあることと思われる。

定式配分方法とは、一定の期間において、企業グループ全体が取得した利益を一旦合算し、再度一定の指標にしたがって各関連会社に按分する方法である。按分した金額と各関連会社の帳簿上の利益金額と比べ、相違が生じているか否かにより移転価格の設定の合理性を判断する。OECD 移転価格ガイドラインの中で、この定式配分の配分指標率を選出する際に、原価、資産、給与、売上あるいはそれらの組合せが基礎的な要素となっている。それを以下のように分けてみる。

- ① 関連者間における売上または手数料の収入が企業グループ全体の売上または手数料の収入に占める割合。この指標は労務サービスを提供する企業に適すると考えられる。
- ② 関連者が支払った給与の総額と企業グループ全体の給料支出の割合。この指標は労働集約型の企業に適すると考えられる。

---

9) Organisation for Economic Co-operation and Development, *OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, 2010, p. 37.

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

③ 関連者の流動資産と企業グループ全体の総流動資産額との割合。この指標は金融企業に適すると考えられる。

それ以外に、コスト、資産、売上高およびその他の指標と組合せて、指標を決定し、企業集団の総利益の分配を行う。

この方法を適用することにより、税務当局は多国籍企業が通常行っている内部取引に一々関心を払わなくて済む。年末において、帳簿上の利益と分配する利益との間に重大な相違が存在するかどうかに注意を払えばよいので、税金徴収および管理の作業を簡略化する効果がある。

しかし、この方法には短所も多く、簡単に導入することは困難であろう。短所のうちの1つとして、合理的分配指標を決定するのが難しいことがあげられる。定式配分方法では、1つの統一した分配指標を用いて企業グループ全体の利益を各関連者に按分することになる。しかし、1つの分配指標を利用すると、各関連者が同等な規模でなく、かつ同類の業務を経営していない場合には、分配結果の信頼性が低くなる。

一方、現実には、多国籍企業が多角化経営を拡張しているなか、上記2つの要件を満足することができない。したがって、定式配分方法に沿って分配した利益は、合理的に各関連者の経営実質を反映することができないことになる。それに加えて、各税務当局は自身に有利な分配指標を主張しがちで、税務当局間の調和をさらに難しくする恐れがある。経営結果である利益の獲得は資産の状況や経営陣の管理効率と経営環境など多くのファクターから影響を受けているため、ただ1つの分配指標を利用すると、各関連者が持つ特性の影響で獲得した利益を無視することになり、調整後の利益は実際の経営成果と乖離してしまう可能性が残る。

このように、定式配分方法には短所があるため、独立企業原則の欠点を補うことにならないが、将来的に「その他の方法」を新たに設置する時には定式配分方法が1つの選択肢になろう<sup>10)</sup>。

### 3.2 最適法

移転価格算定方法の選択について、OECD 移転価格ガイドライン(2010)の第2章第1部のA-2.2では、下記のように記されている。

「移転価格算定方法の選択は、特定の事案において最も適切な方法を見出すこ

---

10) 江波戸順史稿「多国籍企業の取引形態選択と移転価格税制」*CUC Policy Studies Review* (千葉商科大学) 第30巻、2011年7月、p.9。

とを常に目指している。このため、選択プロセスにおいては、OECD が認めた各方法の長所と短所、特に機能分析によって判断される関連者間取引の性質に照らした方法の妥当性、選択された方法又はその他の方法を適用するのに必要な（特に、非関連の比較対象に関する）信頼できる情報の利用可能性、そして、関連者間取引と非関連者間取引との比較可能性の程度（両者の重要な差異を除去するために必要となる比較可能性の調整の信頼性を含む。）を考慮に入れるべきである。全ての起こりうる状況に適用できるような方法は1つも存在せず、特定の方法が状況に適さないということを証明する必要もない。」<sup>11)</sup>

これは、OECD 移転価格ガイドライン(1995)で提唱されている基本三法の優先順位を排除したことを意味している。また、そのほかの算定方法が適さないことを証明する義務もないことから、納税者のコスト負担も十分に配慮されていることがうかがえる。

移転価格算定方法にはそれぞれの長所と短所があるので、具体的なケースの状況に応じて、独立企業間価格の算定方法からもっとも忠実に独立企業原則が反映できる方法を選択する。なお、他の方法が適していないことを証明することは要求されていないが、選択した算定方法が最適である理由を説明しなければならない。

OECD 移転価格ガイドラインにおいて、移転価格算定方法の基本原則として最適法を用いたことは、移転価格算定方法における新しい一歩といえよう。これによって、移転価格算定方法の選定がさらに柔軟になり、合理的になった。この原則の適用は、実務界における移転価格取引の内容の複雑性を認めたことを意味している。移転価格算定における実質および基礎である独立企業原則をより完備させたという効果があると考えられる。

なお、最適な方法を選ぶにあたっては、次に述べる比較可能性を遵守しなければならない。

### 3.3 比較可能性

OECD 移転価格ガイドラインの1995年版では、比較可能性に関する記述は第1章に含まれていたが、2010年版では記述の量が大幅に増加するとともに、第3章として独立させられることとなった。これも2010年版で大きく補足された部分である。

---

11) 社団法人日本租税研究協会訳『多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針(2010年版)』日本租税研究協会、2011年、p.34より引用。

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

関連者間取引における価格付けが独立企業原則に従っているか否かを判断するには、関連者間と同じ条件または類似する条件の下で非関連者間で行われた取引情報を比較対象にする必要がある。しかし、実務界では、関連者間の取引と完全に同種の非関連者間取引はきわめて少ないため、比較対象となっている非関連者間の取引内容と関連者間の取引内容に差異が生じる。そのため、差異が存在している情報を用いて関連者間取引の移転価格の合理性を評価することがしばしば unavoidable こととなっている。その差異の程度が比較結果の信頼性に直結するのである。

比較可能性の分析は、関連者間における取引価格設定が独立企業原則を遵守しているかの状況を判断するにあたって非常に重要な手続きであり、しかも、大変煩雑なプロセスである。また、大量の関連データ（独立企業間取引の価格設定およびその利益に影響を及ぼすすべての情報）を分析するには、科学的技法を用いることも必要となる。それに加え、各独立企業間価格算定方法には、それぞれ比較的重要な要素も異なる。したがって、各方法の重要な要素に対して重点的に分析を行うと同時に、その独立企業間価格算定方法に影響を与えるその他のファクターも全面的に分析しなければならない。OECD 移転価格ガイドラインでは資産または役務の特徴、機能分析、契約条件、経済状況、事業戦略という5つの要素を列挙している。なお、比較可能性分析は、主に以下の3つの側面から移転価格の独立企業間価格の算定結果の信頼度に影響を与えると思われる。

第一に、比較可能性分析を用いるデータの質および設定前提の信頼性を分析する。分析結果の信頼性は、比較対象と選定された独立企業間取引の関連データの完全性および正確性、設定された前提の合理性および用いた独立企業間価格の算定方法の適合性など、多くの側面から影響を受けている。比較可能性分析を行うに当たり、その分析の基礎である原始資料が不完備であったり、正確性を欠いている場合には、そこから生まれる分析結果も信頼できないわけである。また、設定された前提の合理性も同じ理屈であり、合理的な前提の下で行う分析でないと合理的な結果につながらない。

第二に、異なる独立企業間価格算定方法にはそれぞれ計算結果に影響を与える異なる要因が存在するので、注意を払わなければならない。比較可能性分析の各要素は、各独立企業間価格算定方法に与える影響の大きさが異なる。たとえば、独立価格比準法を選定した場合、取引対象となる有形資産、役務または無形資産などの性質が比較対象取引とどれくらい類似するかといった取引対象そのものが重要な要素となっているので、分析結果の信頼度と高く関連している。しかし、

再販売価格基準法を選定したならば、その分析の結果の信頼度は関連者間と非関連者間の各参加者が取引において果たした役割（使用した資源、負っているリスクなど）の類似程度といった要素に強く影響されている。また、取引単位利益法を選定すると、企業マネジメントの効率という要素が独立価格基準法を選定する場合より、分析結果にもっと大きな影響を与えるようになる。したがって、比較可能性分析を行う際に、それぞれの独立企業間価格算定方法に関与度の高い要素、すなわち、重要な要素についての分析に重点を置かなければならない。

第三に、関連者間取引と比較対象取引の間に差異が生じているか、その差異が測定できるか、かつ合理的に調整できるかを分析する。すでに述べたように、関連者間取引と完全に同様な条件の下で行った独立企業間取引を見つける可能性が非常に低いため、比較対象取引となる独立企業間取引と関連者間取引が差異を生じることが避けられない。したがって、両者の差異が正確に測定できるのか、測定できた差異が適切に調整できるのかを判断しなければならない。この2つの要件を満たして初めて関連者間取引の価格設定と比較対象取引となる非関連者間取引の価格設定の間に比較性があるといえる。

#### 4. 独立企業間価格の算定方法

飯守一文（2010）によると、OECD の算定方法は次の3つのアプローチに大別されている<sup>12)</sup>。

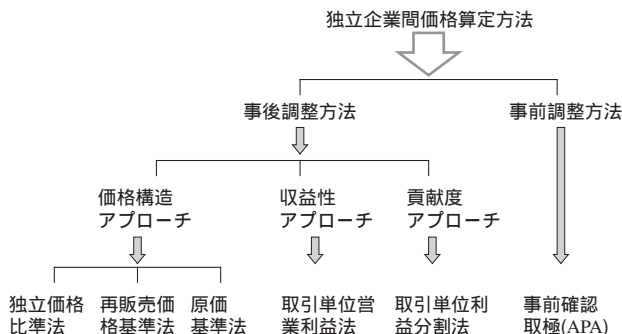
- ① 価格構造アプローチ（独立企業間取引と価格構造に関して比較するアプローチ）
- ② 収益性アプローチ（独立企業間取引と収益性に関して比較するアプローチ）
- ③ 貢献度アプローチ（各関連者が関連者間取引における貢献度を比較するアプローチ）

本節では、これら3つのアプローチの考え方に基づいて独立企業間価格の算定方法を分類する。さらに、事前確認取極を独立企業間価格算定方法の事前調整方法として加えている。なお、事前調整方法との対応のため、便宜上、上記3つのアプローチをまとめて事後調整方法と名付けている。上記のことは図表3のように整理される。

---

12) 飯守一文稿「移転価格税制を巡る諸問題－コンプライアンスと納税者負担の観点から－」『租税研究』第734号、2010年12月、p.223。

図表 3 独立企業間価格算定方法の分類図



出典：飯守一文稿「移転価格税制を巡る諸問題－コンプライアンスと納税者負担の観点から－」に基づいて筆者が作成。

## 4.1 事後調整方法

### 4.1.1 価格構造アプローチ

#### (ア) 独立価格比準法

独立価格比準法（Comparable Uncontrolled Price Method：CUP法）は、関連者間取引において移転された資産または役務の価格を、比較可能な状況の下で比較可能な独立企業間取引において同様の（または類似の）資産または役務の価格と比較する方法である<sup>13)</sup>。

これは、関連者間における資産または役務の取引の価格設定を、同様であるまたは類似する状況の下で非関連者間が行った同様の（または類似する）資産または役務の取引の価格付けと比べることによって、関連者間取引の価格付けが独立企業原則に従っていたかどうかを判定することを意味している。

図表4で示すように、独立価格比準法には次の2つの方法がある。

- (a) 内部取引価格比準法
- (b) 外部取引価格比準法

内部取引価格比準法は、ある資産（または役務）を関連者間で取引を行いながら、外部第三者企業にも販売または提供している場合に成立した価格を、関連者間における移転価格と比較する方法である。外部取引価格比準法は、文字通り、完全に外部の情報を利用して、関連者間取引が用いる移転価格が独立企業原則に

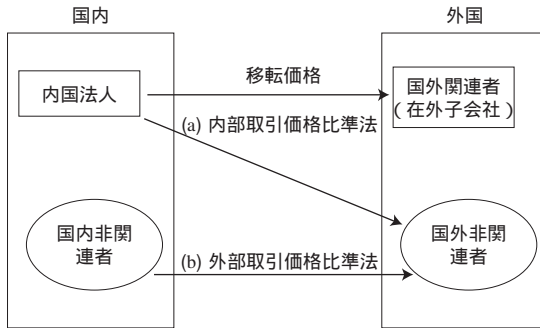
13) OECD, *op.cit.*, 2010, pp.63-65. 社団法人日本租税研究協会、前掲書、pp.37-39.

沿っているかどうかをチェックする方法である。

内部取引価格比準法の利用は、十分かつ完全な情報があってより正確に独立企業間価格を算定できるといわれているが、問題点もある。もし、企業が国外関連者と第三者の両方と取引している場合で、関連者間における取引量が第三者との取引量より圧倒的に多い場合、いうまでもなく、この内部取引価格比準法に基づいて計算した結果の信頼性は大幅に下がると思われる。

一方、外部取引価格比準法を利用する場合も、問題がないわけではない。非関連者間取引との比較性分析を行う場合では、関連者間が取引する資産（または役務）との同様性（または類似性）を厳しく求め、しかも、この要素が独立企業間価格の算定結果の信頼性に重要な影響を与えるので、情報の収集および差異の調整が非常に煩雑な作業である。これらの問題点は永遠に続く課題であろう。

図表 4 内部取引価格比準法と外部取引価格比準法の関係図



出典：前正男著『国際取引を巡る法人税実務 Q & A』税務研究会出版局、2009年、p.45、図2-9をもとに筆者が作成。

独立価格比準法は長年にわたって利用されてきた方法であり、比較的理解しやすく、理論上も優れた方法とされている。しかしながら短所もいくつかある。この方法では取引単位（移転される資産または役務）の質、特性、数量、マーケットにおける流通段階（卸売または小売）のすべてが同様（または類似する）という条件を強調しているため、実務界ではなかなか見出せないのが現状である。多国籍企業の国境を超える内部取引が増えつつある上に、その取引内容もますます複雑になる今日では、独立価格比準法の適用可能性が徐々に減少していくのではないかとと思われる。

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

### (イ) 再販売価格基準法

再販売価格基準法 (Retail Price Method : RP 法) は、関連者から購入した資産を独立第三者に販売する取引において、その製品の売上高に対する粗利益率を非関連者間でその製品を販売する場合の粗利益率と比較することによって、関連者から購入した資産の独立企業間価格を算定する方法である<sup>14)</sup>。

これは、粗利益率と取引価格と組み合わせた方法といえる。すなわち、関連者間における取引の購入側が、関連者から購入した商品を第三者独立企業に販売した金額から通常得るべき利益を控除して、関連者間取引の販売側の独立企業間価格を還元させる。再販売価格基準法を適用するには、関連者の購入側が購入した資産に対して付加価値を増加させる実質的な変更を行ってはならない。たとえば、購入した製品に商標などを付けた時は、無形資産の価値の問題が生じるので、再販売価格基準法を適用できない。再販売価格基準法を数式で表すと次のようになる。

$$\text{独立企業間価格} = \text{非関連者に再販売した価格} - \text{通常粗利益}$$
$$\text{通常粗利益} = \text{通常粗利益率} \times \text{再販売価格}$$
$$\text{通常粗利益率} = (\text{比較対象取引売上額} - \text{原価}) / \text{比較対象取引売上額}$$

以上の数式から、再販売価格基準法における重要なファクターは通常粗利益率であることがわかる。そのため、取引単位の差異が独立価格比準法よりそれほど厳しく要求されていないという長所を持つこととなる。したがって、独立価格比準法の適用範囲はより広くなる。その代わりに、通常粗利益率に影響を与えるすべての要素、たとえば、会計処理方法の違い (棚卸資産の先入先出法であるか、加重平均法であるか)、企業が取引において果たした役割の違い、その業界における企業のポジションおよび商品の発展段階の違い (リーダーの成熟期にある商品であるが、フォロワーの導入期にある商品である場合など) などについてよく分析した上で、必要な調整を行わなければならない。

### (ウ) 原価基準法

原価基準法 (Cost Plus Method : CP 法) は、関連者間取引において、購入者側に提供した資産 (または役務) の価格付けを、提供者側が提供した資産 (または役務) の原価を出発点として独立企業間価格を計算する方法である。

---

14) *Ibid.*, pp.65-70. 上掲書, pp.39-43.



提供者側が果たした機能および市場の状況に照らした適正な利益を獲得するため、取引単位の原価に適正な原価マークアップ額<sup>15)</sup>が加えられる。そして、原価に原価マークアップ額を加えた金額が、当初の関連者間取引における独立企業間価格とみなされる<sup>16)</sup>。具体的に言えば、関連者の一方が非関連者の第三者から原材料または製品を購入し、当該原材料を消費して製造した製品又は購入した製品を他方の関連者に移転または譲渡する価格の決定にあたって、発生した原価に通常の粗利益を加算した価格を独立企業間価格とする。

要するに、関連者間における取引の価格付けにおいては、販売側の当事者が独立企業原則に従って原価プラスマークアップ額が加えられているかどうかを判断することが重要となる。この方法では、適切な利益を得るための原価プラスマークアップ額と取引価格そのものを両方とも考慮に入れていることから、原価基準法は再販売価格基準法と同じく、通常利益率と取引価格を組み合わせた方法といえる。原価基準法の算定方法を数式で表示すると、下記のとおりである。

独立企業間価格 = 原価 + 通常の粗利益

通常の粗利益 = 原価 × 通常利益率

通常利益率 = (比較対象取引売上額 - 原価) / 比較対象取引原価

上記の数式で示したように、この算定方法において重要な要素は発生した原価と通常利益率である。まずは、価格算定する元のデータとなる原価に注目する。通常利益率が不変である場合、原価が大きいほど価格が高くなり、反対に、原価が小さいほど価格が安くなる。さらに、この算定方法を用いるに当たり、比較対象となる企業と原価に関する会計の処理方法が相違する場合には適正な調整を行う必要がある。たとえば、前者が標準原価計算に対して後者が直接原価計算を適用している場合や、前者が先入先出法に対して後者が平均法を適用している場合である。次に、通常利益率に関して、企業が果たした機能、消費及び利用した資産、市場環境などの要素に関心が向けられるであろう。

なお、この方法は提供者が取引単位に対して大幅に付加価値を付した場合には適用できない。適正な適用については、いくつかの例が挙げられている<sup>17)</sup>。購入した商品を他方の関連者に直接転売する場合、関連者同士が共同支援契約である

15) 投入したコストに適正なマークアップ率(利幅率)を乗じてえた額をいう。

16) *Ibid.*, pp. 65-70. 上掲書, p. 43.

17) *Ibid.*, pp. 70-75. 上掲書, pp. 44-48.

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

場合、または長期売買契約を締結している場合、関連者の一方が他方に役務のみを提供する場合などがある。

ちなみに、伏見俊行・成立(2005)は、中国では、一般的に輸出取引が多い場合に原価基準法を採用している点を指摘している<sup>18)</sup>。また、下岡・丹菊(2010)は、現在中国の深圳、東莞地域にある来料加工工場の利益算定方法は、委託する外国企業から受け取る加工賃に一定の認定利益率を乗じて課税所得を計算し、企業所得税を申告・納付していると述べている<sup>19)</sup>。

以上の3つの方法はしばしば伝統三法とも呼ばれている。それらの共通の長所としては、取引単位における高度な比較可能性が要求されているので(再販売価格基準法と原価基準法に関してはやや低い)、理論的には理想的な方法と考えられている点があげられる。しかし、そもそも同種または非常に類似する取引を見つけることが難しいのに加え、今日では、多国籍企業の移転価格の利用目的の多様性(市場シェアの獲得、現地政府の制限政策の回避、国際租税のプランニングなど)からその内容は複雑しているといった特質があるので、実務における適用は減少していくことが考えられる。

これを念頭に、OECDの1995年版ガイドラインが伝統三法優先適用を決めたのに対して、2010年版ガイドラインでは、最適法を採用することになっている。つまり、「最優先法(The Best Method)」を「最適法(The Most Appropriate Method)」へ変更した。その結果、比較可能性に関与する比較データの完全性及び正確性から考慮した最適な方法であることが説明できれば、優先順位なく適用可能になったのである。たとえば、以前は取引単位営業利益法のような営業利益を指標として用いると価格設定以外の要因に影響される可能性があるため伝統三法に比較して不正確さが潜在していることから、最後の手段と位置付けられたが、現在はそのような方法も伝統三法と同じ位置づけになった。次に、それらの方法を見ていく。

### 4.1.2 収益性アプローチ — 取引単位営業利益法

取引単位営業利益法(Transactional Net Margin Method)は、関連者間の特定の取引から生ずる利益を検討することを通して、関連者間取引にかかわる取引か

---

18) 伏見俊行・成立著『日中移転価格税制』税務研究会、2005年、p.180。

19) 下岡郁・丹菊博仁稿「中国来料加工工場の最新動向について(タックスヘイブン対策税制を踏まえて)『国際税務』第30巻第1号、2010年1月、p.44。

ら獲得する利益(率)を比較対象の非関連者間取引の利益(率)と比較して独立企業間価格を算定する方法である。

取引単位営業利益法は、原価基準法や再販売価格基準法と類似の形で機能しているが、それらの2つの方法より関連者間取引と比較対象企業の取引単位における差異に対して寛大であるといえる<sup>20)</sup>。取引単位営業利益法の長所としては、営業利益指標を使用するために、比較対象企業の取引単位の差異による影響を受けにくいことがあげられる。一方、その短所としては、営業利益が取引価格以外の要素に影響を受けやすいことがあげられる。

取引単位営業利益法を適用するには、まず適格な営業利益指標を選択する必要がある。営業利益指標とは、利益とコストの比率を指している。これを選定する際には、比較対象企業の経営活動の特性および特殊状況に重点を置いて考慮しなければならない。ここでは、資産収益率と原価・売上に対する利益率の2つの営業利益指標を例として挙げる。

資産収益率は、1つの関連者間取引の当事者と比較対象企業が両方とも大量の経営資産を持ち、加えて、営業利益を獲得する過程の中でそれらが重要な役割を果たした場合に最適な営業利益指標になると考えられる。また、それにより計算された結果の信頼性の多寡は、両者の資産構成などの類似性にも関係する。

原価・売上に対する利益率とは、売上営業利益率および原価営業利益率のことを指している。なお、原価・売上営業利益指標を利用するならば、資産収益率より企業が果たした機能の相違による影響を受けやすくなるので、信頼できる結果を得るためには、比較対象企業が果たした機能との類似性についてより高く要求されるのである。

#### 4.1.3 貢献度アプローチ — 取引単位利益分割法

取引単位利益分割法(Transactional Profit Split Method)は、関連者間取引にかかわる利益(または損失)を、独立企業間において類似する取引状況の下、各非関連者取引の参加者が実現したであろう利益(または損失)に照らして各関連者取引の参加者に分割することにより独立企業間価格を計算する方法である<sup>21)</sup>。

この方法では、まずは各関連者が関連者間取引において発生した利益(または損失)を特定して、分割できる金額を確定する。次に、独立企業原則に従って、各関連者が関連者間取引において果たした機能に相応した割合で分割を行い、独

20) OECD, *op.cit.*, 2010, pp.77-79. 社団法人日本租税研究協会、前掲書、pp.49-50。

21) *Ibid.*, p.93. 上掲書、p.62。

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

立企業間価格を算定する。最後に、この方法によって計算した結果をもって移転価格を調整する。

また、利益分割法にはさまざまなアプローチがある。OECD 移転価格ガイドラインでは、寄与度分析方法と残余分析方法が紹介されているが、それは完全なものではないことと、互いに排他的なものでもないことが指摘されている<sup>22)</sup>。

取引単位利益分割法の主な長所としては2つある。1つは、特に寄与度分析法を用いた場合、関連者間取引の各参加者が発揮した機能の相対価値で市場価値を推定することになるので、比較対象を必要としない点である。もう1つは、関連者間の両側検証を行う算定方法であり、関連者間取引の参加者の購買双方の機能・リスク・資産・貢献など各要素を勘案して利益を分配する点である。

しかし、その反面、主な短所としては、各関連者間取引で発生した管理費用といった異質な要素も同じレベルで比較するのか、各要素の所得への寄与度のウェイトをどのように考慮するのかといった判断基準が主観的になりがちとなることがある<sup>23)</sup>。

### 4.2 事前調整方法 — 事前確認取極

経済がグローバル化し、多国籍企業における関連者間取引が頻繁に行われるようになるにつれ、多国籍企業は税務上の取り扱いの不確実性およびそのことによる経済的<sup>22)</sup>二重課税のリスクにさらされることとなる。かかる問題を緩和するため、伝統的な事後調整方法の補充として事前確認取極 (Advance Pricing Arrangements : APA。以下、APA とする。) が誕生した。

APA は、関連者間で一定の期間における関連者間取引の価格設定の合理性、すなわち、多国籍企業が内部取引を行う際に採用する独立企業間価格算定方法が適切であることについて事前に現地の税務当局の認可を得るための取極めである。APA は、納税者により申請が正式に開始され、納税者(1つまたは複数の関連者)と1つまたは複数の国の税務当局と交渉する必要がある。納税者が1つの国の税務当局と達成した合意はユニラテラル APA または国内 APA と呼ばれる。また、納税者が2つ以上の国の税務当局と達成した合意を二国間 APA ないし多国間 APA と呼ぶ。二国間 APA ないし多国間 APA を申請する際には、相互協議手続きの規定に従わなければならない。なお、企業は、経済的<sup>22)</sup>二重課税に対する懸念から二国間または多国間の合意を好むであろう。相互協議手続きに従い、APA を

22) *Ibid.*, p.93. 上掲書, p.62.

23) 飯守一文稿, 前掲論文, p.221.

実施する指針は、OECD が1999年10月に公表している<sup>24)</sup>。

APA の長所としては、企業側から見ると、国境を超える内部取引に起因する経済的二重課税リスクを軽減し（特に、通常移転価格税制に従って調整される所得の金額が多くの場合に莫大な数字であるため、企業に巨大な打撃を与えることが考えられる）、税務上の取り扱いの予測を高め、不確実性を除去し、企業経営の安定性を高めることがあげられる。

一方、その短所としては、企業側と税務当局両方ともに予測データに基づき独立企業間価格算定方法の適合性を判断するため、将来の変化がもたらす不確実性によるリスクが避けられないことがあげられる。また、当初より重大な前提が変わる場合ならば、影響の程度によって、APA の廃止または改正を余儀なくされるので、税務当局と納税者が当初 APA の交渉から締結までかかった資金のおよび人的な努力が無駄になる恐れがある。

## 5. 終わりに

多国籍企業の内部取引に起因する移転価格税制問題が複雑化する一方の今日、OECD はその加盟国と非加盟国とともに、納税者の負担の軽減と税務当局の執行便益性のバランスを取った、納税者の経済的二重課税を排除でき、先進国と発展途上国の間に公平な課税ベース配分を確保できる移転価格税制システムの構築を目指し、常に移転価格税制研究における領域で最前線に立ってきた。

OECD は2010年から、発展途上国や中小企業がより適用しやすい移転価格税制を探求するため、移転価格税制規制の簡素化に力を入れている。

OECD 租税委員会（The OECD's Committee on Fiscal Affairs, CFA）は、2010年に、国々によって適用されているかもしれない移転価格を管理する技法の見直しを含め、納税者と税務当局の情報の利用を最適化するため、アンケートを実施した。その結果、移転価格税制の簡略法に関して、調査対象の33カ国のうち27カ国が移転価格税制の簡略化措置をすでに実施していると回答した<sup>25)</sup>。

2012年3月28に、OECD は移転価格税制問題をめぐってはじめてグローバルな検討会を行った。これに参加した90か国の税務署員は、移転価格税制の規則を簡略化すること、無形資産の問題について指導を強化すること、および、論争

---

24) OECD, *op.cit.*, 2010, p.168. 社団法人日本租税研究協会、前掲書、p.124。

25) Organisation for Economic Co-operation and Development, The Committee on Fiscal Affairs, *Multi-Country Analysis of Existing Transfer Pricing Simplification Measures*, June 2011, pp.6-7.

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

解決の効率を改善することについて合意した<sup>26)</sup>。上記のことから、OECD は多くの国と共に移転価格税制問題を完備していくことを重視している姿勢がうかがえる。

OECD 移転価格ガイドラインの基本原則である独立企業原則は、なお、移転価格税制問題を処理する最善の原則とはいえない。そこで、OECD は今後、独立企業原則を補完できる方法、移転価格税制問題に起因する経済的二重課税問題を回避する方法、移転価格税制問題に対応するためにかかる負担を最低に抑える方法、国家間における課税ベースを適正に配分する方法といった課題に重点をおくであろう。

(筆者は、関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程1年)

---

26) [http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en\\_21571361\\_44315115\\_49995807\\_111\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en_21571361_44315115_49995807_111_1,00.html)  
2012年6月5日閲覧。

参考資料

- Organisation for Economic Co-operation and Development, Report of The OECD Committee on Fiscal Affairs 1984, *Transfer Pricing and Multinational Enterprises: Three Taxation Issues*, 1984.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, The Committee on Fiscal Affairs, *Multi-Country Analysis of Existing Transfer Pricing Simplification Measures*, 2011.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, *OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, 2010.  
社団法人日本租税研究協会訳『多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針（2010年版）』日本租税研究協会、2011年。
- MacIsaac, Shaun T. & Wall, Matthew, “A Lesson from Alberta Printed Circuits: Intangibles Key to Proper TNMM Analysis,” *Tax Management Transfer Pricing Report*, Vol. 20, No. 21, March 2012, pp.1054-1057.
- Sylvain R.F. Plasschaert, *Transfer Pricing and Multinational Corporations: An Overview of Concepts, Mechanisms and Regulations*, Farnborough Eng: Saxon House, 1979.
- Susan C.B., “An Analysis (Meta- and Otherwise) of Multinational Transfer Pricing Research,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 31, No. 1, March 1996, pp.39-53.
- United Nations, *United Nations Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries*. New York: United Nations, 2001.
- 飯守一文稿「移転価格税制を巡る諸問題—コンプライアンスと納税者負担の観点から—」『租税研究』第734号、2010年12月、pp.215-251。
- 江波戸順史稿「多国籍企業の取引形態選択と移転価格税制」*CUC Policy Studies Review*（千葉商科大学）第30巻、2011年7月、pp.1-11。
- 川田剛・徳永匡子著『OECD モデル租税条約コメンタリー—逐条解説（2008年改正版）』税務研究会出版局、2009年。
- 伏見俊行・成立著『日中移転価格税制』税務研究会、2005年。
- 前正男著『国際取引を巡る法人税実務 Q&A』税務研究会出版局、2009年。

## OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察

- 下岡郁・丹菊博仁稿「中国来料加工工場の最新動向について（タックスヘイブ  
ン対策税制を踏まえて）」『国際税務』第 30 巻第 1 号、2010 年 1 月、pp.43-48。
- <http://www.oecd.org/dataoecd/18/25/43744164.pdf> 2012 年 6 月 5 日閲覧。
- [http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en\\_21571361\\_44315115\\_49995807\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en_21571361_44315115_49995807_1_1_1_1,00.html) 2012 年 6 月 5 日閲覧。
- [http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax\\_treaties/oecd\\_1963.pdf](http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax_treaties/oecd_1963.pdf) 2012 年  
6 月 5 日閲覧。
- [http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax\\_treaties/OECD\\_Model\\_Treaty\\_1977.pdf](http://faculty.law.wayne.edu/tad/Documents/Tax_treaties/OECD_Model_Treaty_1977.pdf) 2012 年 6 月 5 日閲覧。